

# 広報うえだ

毎月1日・16日発行

昭和57年4月16日

第861号

発行 上田市  
編集 秘書課  
電話 上田24100  
印刷 田辺印刷



永野市長が初登庁

3月28日の市長選挙で初当選を果たした永野市長は、30日の午前10時、約500人の市民や職員が拍手で出迎中、初登庁しました。市役所玄関前では、女子職員に花束を贈られ、続いて「これからは、石井前市長が築き上げてきた大きな遺産を大切にしながら、上田市がさらに発展するよう頑張りたいと思います」とあいさつしました。

## 主な内容

|                          |          |
|--------------------------|----------|
| 永野さんが市長に初当選              | 2ページ     |
| 民主的な市政を推進、上田市長 永野裕貞      | 3ページ     |
| モダンな東塩田保育園が完成            | 4ページ     |
| 資源活用広場を開催                | 5ページ     |
| 上田市中心小企業融資、貸付限度額を引き上げ    | 6ページ     |
| 57年度固定資産を評価替え            | 7ページ     |
| カメラレポ                    | 8ページ     |
| 勤労青少年ホーム、スポーツ・文化サークルで交流を | 9ページ     |
| お知らせ                     | 10・11ページ |
| 上小の農業共済が広域合併             | 12ページ    |
| 保健だより                    | 特集1～4ページ |

## 「市民と市長の日」を再開

一時中止していた「市民と市長の日」を5月から再開します。今回は、5月4日(火)午前9時から午後4時まで、市役所3階市長室で行います。お気軽におでかけください。

## 農地問題相談日

「農地問題相談」を5月1日(土)午前8時30分から正午まで、市役所2階農業委員会事務局で行います。お気軽におでかけください。

一第86  
ト靴百九足  
三十三足、ホッケー  
足、スケートとぎ  
石井一  
社会福祉基金の積立金として

須賀麻子さん  
飯島きよ子さん  
佐藤 玉さん  
上川原柳町 八六

下之条 七一  
堀 七  
ここに市民憲章を定めます。

く世界に目を向けた  
いまちにします。



# 永野さんが市長に初当選

## 石井市政を継承



初登庁の後、市役所玄関前であいさつする永野市長

石井泉市長の急逝に伴う上田市長選挙は、三月二十八日行われました。即日開票の結果、永野裕貞さん（無所属・新）が、小林信一さん（無所属・新）、藤原超さん（共産・新）の二人を破り初当選されました。

永野さんは、昭和五十三年、県生活環境部長当時、石井前市長に懇請され、同年四月から上田市助役に就任。以来、石井前市長の片腕として、市政の推進に努めてきました。今後四年間は、石井市政を継承し、長期基本構想のビジョン達成と上田市発展のために、全力で取り組まれます。

今回の市長選挙は、去る二月四日に石井泉市長が急逝されたため行われました。三月十八日の告示には、告示と同時に前助役の永野裕貞さん、前市議会副議長の小林信一さん、共産党上小更埴地区委

員長の藤原超さんの三氏が立候補の届け出をし、二十八日の投票日まで保革三つどもえの激しい選挙戦を繰り上げました。

開票は、即日開票で午後七時三十分から清明小学校体育館で始ま

り、八時からは二十分おきに開票速報が発表されました。八時二十分の二回目の速報（開票率四七％）では、永野さんが一万五千六百票と票を伸ばしたのに対し、小林さんは七千七百票、藤原さんは千二百票と票が伸びず、この時点で永野さんの当確が決まりました。選挙開票の結果は、別表のとおりです。

新市長に当選した永野さんは、三十余年県職員として生活環境部長などの部長職を長年勤められ、昭和五十三年四月に上田市の助役に就任されました。以来四年間、豊富な行政経験をもとに、石井前市長の片腕として市政の推進に努

めてきました。

なお、選挙当日の有権者数七万九千七十三人にに対し、選挙投票日には五万二千五百五十九人の皆さんが投票しました。投票率は、六五・九六％と前回（昨年十月）の投票率七八・八一％をかなり下まわり、市長選としては戦後最低となりました。

（市長略歴） 永野裕貞（ながの・ひろさだ）。上田繊維専門学校卒。県教育次長、県生活環境部長、上田市助役、上田市長職務代理者。五十九歳。市内中之条四一三番地四。

市長選挙投票者調べ

| 区分<br>性別 | 選挙当日の<br>有権者数       | 投票者数                | 棄権者数                | 投票率    |
|----------|---------------------|---------------------|---------------------|--------|
| 男        | 37,445 <sup>人</sup> | 24,565 <sup>人</sup> | 12,880 <sup>人</sup> | 65.60% |
| 女        | 41,628              | 27,594              | 14,034              | 66.29  |
| 計        | 79,073              | 52,159              | 26,914              | 65.96  |

市長選挙最終得票

|         |         |
|---------|---------|
| 永 野 裕 貞 | 32,853票 |
| 小 林 信 一 | 15,723票 |
| 藤 原 超   | 3,309票  |

（無効票 247票）

民主的な市政を推進

加速度的に発展することが期待されます。

一方、社会福祉の充実が市民みなさんの願いでありますので、総合

掃除  
間

は、5月いっ  
大掃除を行い  
、清潔で住み  
よう。



# 民主的な市政を推進

上田市長 永野 裕貞

今年も風清らかな春が訪れ、上田城跡の桜も花はこころぶ季節となりました。

市長として市政に取り組み、十一万市民各層の声に十分耳をかたむけた民主的な市政を積極的に行う決意であります。

これからの市政を展望しますと、交通渋滞の解消や文化都市構想の実現など、困難な問題が山積しておりますが、この市政をいかにして遂行するかは、私にとって大きな試練であり、責任の重大さを痛感しております。

しかし、上田市は、農業・商業・工業・観光の四本の柱が、それぞれ均衡を保ちながら発展してきている都市でありますので、国内外の経済動向に順応し得る企業の自助努力により、安定した成長を維持できる構造をもっております。

このような背景のもとで、石井前市長さんのご努力が実り、北陸新幹線上田駅の併設も決まり、今後、関越道上越線とあいまって、これらの開通しますと東京からの時間的距離は大きく短縮され、産業の流通機構の改善などに伴い、上田市は大都市近郊型都市として

今年も風清らかな春が訪れ、上田城跡の桜も花はこころぶ季節となりました。

市長として市政に取り組み、十一万市民各層の声に十分耳をかたむけた民主的な市政を積極的に行う決意であります。

これからの市政を展望しますと、交通渋滞の解消や文化都市構想の実現など、困難な問題が山積しておりますが、この市政をいかにして遂行するかは、私にとって大きな試練であり、責任の重大さを痛感しております。

しかし、上田市は、農業・商業・工業・観光の四本の柱が、それぞれ均衡を保ちながら発展してきている都市でありますので、国内外の経済動向に順応し得る企業の自助努力により、安定した成長を維持できる構造をもっております。

このような背景のもとで、石井前市長さんのご努力が実り、北陸新幹線上田駅の併設も決まり、今後、関越道上越線とあいまって、これらの開通しますと東京からの時間的距離は大きく短縮され、産業の流通機構の改善などに伴い、上田市は大都市近郊型都市として

## 定期監査の結果公表

上田市長 永野 裕貞殿  
上田市議会議長 松野 量平殿

上田市監査委員 小池 守  
同 竹内 義憲

### 定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第3項の規定に基づき実施した昭和56年度第3回定期監査の結果を、次のとおり報告します。

#### 記

#### ▷監査の期間

昭和57年1月4日から昭和57年3月23日まで

#### ▷監査の範囲

昭和55年度における財務に関する事務、契約の状況、公有財産及び物品の管理などについて

#### ▷監査の対象

財政部

財政課、管財室（有線放送所含む）、市民税課、資産税課、収税課

民生部

市民課、国保年金課、保健予防課、生活環境課、清掃事務所

社会部

母子健康センター

豊殿支所

塩田支所

川西支所

会計課

#### ▷監査の結果

各所管における財務に関する事務は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

なお、それぞれの監査箇所における指摘事項については、そのつど留意または改善を促した。

今後とも行政の多様化に伴い、ますます増大する事務処理にあたっては、常に能率化に意を用い効率的執行に配慮されるよう望むものである。

## 「産直デー」は10月から再開

毎月15日に実施している「産直デー」は、今月（第40回）で今年度計画がすべて終了しました。次回は、10月から再開する予定です。ご期待ください。

「産直デー」に関するご意見、ご要望がありましたら、生活環境課までご連絡ください。

上田市産地直送事業委員会  
（事務局 生活環境課生活係） ☎24100内線301

## 家族そろって大掃除

5月は春の大掃除月間



春の大掃除の実施時期は、5月いっぱいです。家族みんなで大掃除を行い、害虫の発生源をなくし、清潔で住みよい生活環境を築きましょう。

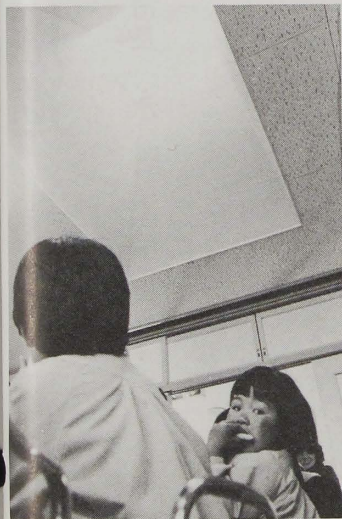


# トンガリ帽子の時計台

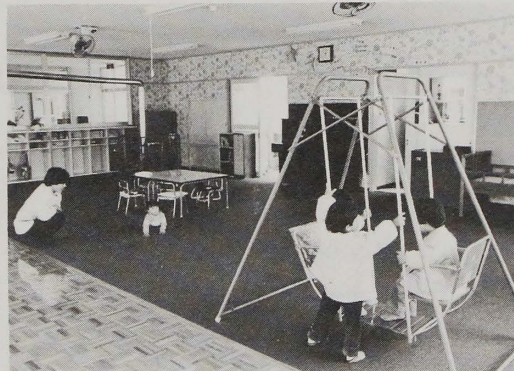
## モダンな東塩田保育園が完成



▲若葉保育園とかしわ保育園を統合して新設された東塩田保育園



▲各保育室は天井からも採光



▲未満児用にブランコも用意されている広い乳児室



▲廊下には、保育園らしいデザインの丸窓もあります。

下之郷地籍に建設していた、モダンな東塩田保育園が先ごろ完成し、四月二日の開園式には百十七名の園児が元気に入園しました。

これまで東塩田地区には、若葉保育園とかしわ保育園がありましたが、東塩田保育園はこの両園を統合して新設されたものです。新園舎は、鉄骨ブロック平屋建て、建物面積が八百六十四平方メートルあり、総事業費は約一億五千万円です。

外観で、まず目につくのがトンガリ帽子の時計台。これは、故石井市長の「園児が夢を持てるよう

な保育園を」との遺志を尊重してできたものです。建物は、広場を囲むようにコの字型に配置されています。

各保育室は、天井からも採光できるようにっており、保育室と保育室の間には、お互いが出入りできる連絡路も設けられています。廊下は、幅を広くしたり、コーナーを取り除いて、園児同士がぶつかる事故をなくすよう工夫されています。また、未満児保育（〇、二歳）ができるように乳児室も設けられています。

で

市では省資源・省エネルギーを市民の皆さんと進めていくため、「資源活用推進本部」（本部長・永

不用品コーナー）家庭や職場にある不用品を、美術商組合の方々が代理で「セリ」

処分品コーナー）各事業所などのストック品など（汚れ物、はんば物ですがすべて

長野県上田消費生活センターの相談員が、消費生活全般にわたるの苦情や疑問などの相談をお受



# 資源活用広場を開催

## 5月9日・市役所駐車場で



大勢の人でにぎわった昨年の資源活用広場

### 上田市資源活用推進本部

(事務局 生活環境課生活係)

☎24100内線301・有線②0671

#### 資源活用広場

市では「省資源・省エネルギー」を市民の皆さんと進めていくため、「資源活用推進本部」(本部長・永野市長)を設置し、毎年さまざまな対策や事業を実施しています。その一環として、今年も「第八回資源活用広場」と「第三回むだをなくす生活展」を次の要領により、五月九日(日)に開催します。

〈不用品コーナー〉  
家庭や職場にある不用品を、美術商組合の方々が代理で「セリ」によって販売します。  
すでに「不用品登録」をしてあり、まだ取り引きが成立していない不用品もこのコーナーで販売できますので、出品を希望される方は生活環境課へご連絡ください。  
資源活用広場での品物の運び込みは、午前八時三十分から同十時までの間に完了してください。  
※ 代理販売の場合、販売手数料として販売価格の一〇%をいただきます。ただし、五百円以内の場合には無料です。(精算は午後四時～五時)

〈処分品コーナー〉  
各事業所などのストック品など(汚れ物、はんば物ですがすべて実用品)を、原則として市価の半値以下で販売します。

#### むだをなくす生活展

##### 〈電気コーナー〉

「クリナーテスト装置」「漏電実験装置」「コード燃焼装置」などの実験セットを展示、説明します。また、「電気よろず相談所」を開設し、電気に関するすべてのご相談に応じます。

##### 〈ガスコーナー〉

(協賛 榊中部電力)  
「都市ガス安全機器コーナー」を設け、安全で上手なガスの使用方法について展示、説明します。なお、型は若干旧型ですが、使用上まったく支障のないガス器具などを格安で販売します。

##### 〈電話コーナー〉

(協賛 榊上田ガス)  
テレホンカー(各種電話機展示車)により、いろいろな電話機を展示します。特に、最近増えてきた「福祉電話機」も各種展示しますので、ご覧ください。

また、正しい電話の利用方法など電話に関するすべての相談に応じます。(協賛 上田電報電話局)  
〈消費生活相談コーナー〉

長野県上田消費生活センターの相談員が、消費生活全般にわたっての苦情や疑問などの相談をお受けします。また、最近特殊販売といわれる販売方法で社会問題になっている「悪質商法」についても、パネルなどを使ってわかりやすく説明します。

#### 石けんコーナー

市民憲章に「きれいな水と空気を守り」の一文があるように、市では「合成洗剤から石けんへの使用の切り替え」をお願いして、水質汚濁の防止に努めています。

このコーナーでは「石けんのいろいろ」を展示して、石けんの説明をします。今回は、(株)ヤマカ石鹸販売の協力で「粉石けん」「台所用石けん」「くるみ石けん」などを、すべて市価の二割から四割引きで販売します。

粉石けんを使用したことのない方のため、百g入(二回分)二百袋を無料で配布しますので、お試しください。

この広場は、省資源・省エネルギー対策の一環として実施する催しですので、車のご来場は、できるだけ遠慮ください。なお、会場に駐車場はありません。



上田市中小企業融資一覽表

| 資 金 名         |                   | 資金使途         | 貸付限度    | 貸付率                   | 金利（年）                  | 貸付期間   | 据 置          | 保 証 人                                                                                               |
|---------------|-------------------|--------------|---------|-----------------------|------------------------|--------|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 中 小 企 業 融 資   |                   | 運転資金         | 700万円   | —                     | 7 %                    | 36か月以内 | な し          | 資 格<br>1.市内に居住し、<br>独立の生計を営み<br>保証能力があり、<br>市税を完納している者<br>2.信用保証協会の<br>代位弁済による<br>求償債務を負担<br>していない者 |
|               |                   | 設備資金         | 1,200万円 | 必要資金<br>の 80 %<br>以 内 | 7.25%                  | 72か月以内 | 6 か 月<br>以 内 |                                                                                                     |
| 不況対策<br>特別資金  | 不況対策<br>資金        | 運転資金         | 400万円   | —                     | 6.75%                  | 60か月以内 | 12か月以内       | (2人以上)                                                                                              |
|               | 転業資金              | 運転資金<br>設備資金 | 700万円   |                       |                        |        |              |                                                                                                     |
|               | 倒産防止<br>資金        | 運転資金         | 1,000万円 | —                     | 本人負担 5 %<br>利子補給1.75%  |        |              |                                                                                                     |
| 小規模企業事業資金     |                   | 運転資金<br>設備資金 | 350万円   | —                     | 6.5%                   | 36か月以内 | 6 か 月<br>以 内 | 原則としてとらない。ただし、<br>法人は(1人以上)必要                                                                       |
| 独立開業資金        |                   | 運転資金<br>設備資金 | 500万円   | —                     | 7.25%                  | 60か月以内 | 同 上          | (2人以上)                                                                                              |
| 共同事業資金        |                   | 運転資金<br>設備資金 | 3,000万円 | —                     | 7 %                    | 84か月以内 | 同 上          | 組合の役員<br>(3人以上)                                                                                     |
| 公害防止資金        |                   | 設備資金         | 800万円   | 必要資金<br>の 80 %<br>以 内 | 本人負担 5.5 %<br>利子補給 2 % | 同 上    | 同 上          | (2人以上)                                                                                              |
| 公共事業<br>資金    | 商工業<br>施設整備<br>資金 | 設備資金         | 700万円   | —                     | 同 上                    | 同 上    | 同 上          |                                                                                                     |
|               | 共同事業<br>資金        | 運転資金<br>設備資金 | 1,000万円 | —                     | 同 上                    | 同 上    | 同 上          |                                                                                                     |
| 大型店対化<br>特別資金 |                   | 運転資金<br>設備資金 | 700万円   | —                     | 6.75%                  | 60か月以内 | 12か月以内       |                                                                                                     |

(注) 返済日経過後の利子は補給しません。保証料は全額市負担です。  
お問い合わせは…商工課商工相談所 (☎24100内線604)

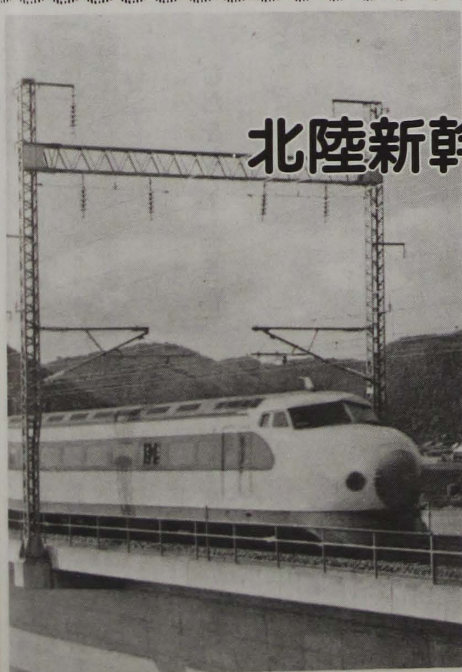
## 上田市中小企業融資 貸付限度額を引き上げ

四月一日から、中小企業融資の  
運転資金と設備資金の貸付限度額  
が、それぞれ二百万円引き上げら  
れました。これにより、運転資金

上田市では、このほかに長期で  
低利な中小企業融資を左表のと  
り行っていますので、ご利用くだ  
さい。  
中小企業融資に関する相談は、  
市役所商工課のほか、塩田商工会  
(☎3610)、川西商工会(☎31  
2033)へお願いします。

## 北陸新幹線の駅・ルートが決定

### 上田駅は信越線上田駅に併設



日本国有鉄道と同建設公団は、  
去る三月三十日、新幹線整備五線  
のトップを切って北陸新幹線・東  
北新幹線(盛岡以北)の駅・ル  
ートを決め、発表しました。  
計画によると、北陸新幹線は上  
越新幹線高崎駅から別れて軽井沢、  
佐久、上田、長野、飯山、上越、富山、  
金沢を経て武生まで、線路延長四  
百四十キロメートルとなっています。  
北陸新幹線の駅は、全部で十七駅、  
このうち県内駅は五駅です。軽井  
沢・上田・長野駅は、在来線に併  
設されますが、佐久・飯山駅には  
新駅が設置されます。  
今回の発表は、多くの皆さんか  
らのご支援、ご協力によるもの  
と思います。長い間、本当にあり  
がとうございました。  
詳細は、次号でお知らせします。

## 期発見

間(日曜・  
で実施して  
、年に一度

婦人科、高  
新美産婦人  
婦人科、国

ますが無痛

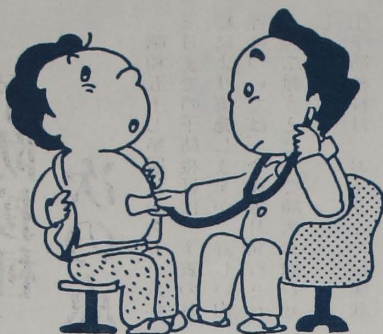
ですが、異常  
ので、ご了承

## 検診

レントゲン検

金世帯台帳に  
さい。





## 保健だより

血液は心の贈物……

愛の献血にご協力を

献血事業は、市民の皆さんの温かいご協力により推進されています。私たちは、いま健康でもどんなときに病気や災害にみまわれるかわかりません。血液を必要とする人が、今日も何千、何万人といます。あなたの「心」の豊かさのあかしとして、ぜひ献血にご協力ください。

今年度は、次のとおり献血事業を行う予定です。

◎血液センター上田出張所

とき：毎月第一・第三木曜日の午後一時～三時

ところ：第一中学校前

上田市医師会内血液センター上田出張所

(中央二二二一〇)

◎日曜広場(海野町通り)

とき：五月二十三日、六月二十七日、十月二十四日。時間は、

いずれも午前十時～正午と午後一時三十分～三時三十分

ところ：海野町会館

◎各地区へも巡回

連合自治会単位ぐらいに各地区へも巡回する計画をしています

で、一人でも多くの方の献血をお願いします。詳しい日程などについては、回覧、「広報うえだ」でお知らせします。

### 献血者登録制度

(新制度)

医療機関における血液の需要は、血液成分製剤が主体となるためにスムーズな製造と供給が必要となります。そこで、献血される血液型のバランスや季節的な血液不足を解消し、新鮮な血液を安定確保するため「献血者登録制度」を本年新たに実施しています。

この制度は、一年に二～三回、血液センターが最も血液を必要としているときに協力してもよいと考えている方に、あらかじめ氏名、年齢、血液型、住所、電話番号を登録していただき、必要に応じて指定の日時に血液センターで献血していただくというものです。登録の受付は、血液センターまたは移動採血車による献血現場で行っています。

### 婦人検診で子宮頸<sup>けい</sup>ガンの早期発見

上田市医師会のご協力を得て、婦人検診を年間(日曜・祝日を除く毎日)とおして産婦人科の医療機関で実施しています。市内にお住まいの30歳以上のご婦人は、年に一度は受診しましょう。

実施産婦人科…市川産婦人科、市産院、共立産婦人科、高橋産婦人科、竹内産婦人科、豊田産婦人科、新美産婦人科、三浦産婦人科、三好町産婦人科、長岡産婦人科、国立東信病院

受診料…1,250円

検査方法…細胞診といって、細胞をとって調べますが無痛です。

検査結果…受診した日から10日ぐらいかかりますが、異常がなかった人には特に通知を差し上げませんので、ご了承ください。

### 乳房集団検診で乳ガンの早期発見

乳ガンの早期発見のため、昨年から乳房検診を実施しています。市内では昨年、5名の方が乳ガンで亡くなりましたが、この乳ガンは、女性がかかるガンのうち胃ガン、肝臓ガンに次ぐ死亡率となっています。30歳を過ぎたら年に一度は受診しましょう。

実施時期…7月から12月までの20日間

※詳しくは、回覧のなかでお知らせします。

### Rh(+)友の会へ登録を

Rh(+)友の会は、市内にお住まいのRh(+)の皆さんにより組織されていて、輸血を必要とするときに会員相互で協力しあって命を守ろうとするものです。現在、登録されている会員は202名ですが、まだ加入されていない皆さんは、上田保健所環境衛生課(☎231260)か上田市役所保健予防課(☎24100 内線288・289、有線20721)に登録をしてください。電話でも受け付けます。

### 住民定期結核レントゲン検診

本年も結核ゼロを目指して、住民定期結核レントゲン検診を実施します。

実施時期…8月17日～10月4日

申込方法…自治会を通して配布される結核検診世帯台帳にご記入のうえ、衛生部長さんにご提出ください。



# 予防接種

## 次の点にご注意を

昭和五十七年四月から五十八年三月までの予防接種は、下表の日程により実施しますが、詳しい内容については、今後毎月発行される「広報うえだ」で順次お知らせします。

- ① 予防接種は、お子さんの健康状態のよいときにお受けください。会場へは、お子さんの健康状態をよく知っている方がお連れください。病気のときや医者にかかっているときは、予防接種を受けてはいけません。かぜの症状があるときや体に異常があるときなどは、会場の担当医師が予防接種の可否を決定します。
- ② ポリオ（小児マヒ）ワクチン、麻しん（はしか）、風しん、BCGなどの生ワクチンを受けてから一か月以内のとき、その他の予防接種を受けてから二週間たらないときは、他の予防接種は受けられません。
- ③ はしか、水ぼうそう、おたふくかぜ、風しん、手足口病などにかかった場合は、なおってから一か月たないと予防接種は受けられません。
- ④ 予防接種を受けた当日と翌日は入浴できません。ツベルクリンを受けたときは、BCGの接種日を含めて三日間入浴できません。ポリオワクチンを投与されたときは、入浴しても差しつかえありません。
- ⑤ 接種当日は必ず午前中の静かな状態のときに熱を計り、問診票と母子健康手帳を忘れずにお持ちください。
- ⑥ 三種混合（百日ぜき・ジフテリア・破傷風）予防接種を受けるお子さんで、百日ぜきにかかったり、四歳を過ぎてしまったり、一期を二回受けないうちに四歳になってしまふ場合は、二種混合（ジフテリア・破傷風）予防接種を受けてください。
- ⑦ 破傷風の予防接種を受けるときは、予防接種法の規定により保護者の申し出が必要になりますので、問診票には必ず印を押してください。
- ⑧ 受付時間は午後一時三十分から二時三十分です。
- ⑨ 接種当日のお問い合わせは、午後は係員が会場へ行って不在となりますので、午前中にお願います。

各種予防接種日程表

| 予防接種名                            | 対象年齢                                    | 期 間 別 | 対象生年月日                                                                                | 実 施 日                   | 望ましい時期          | 接 種 方 法                                                                                                 | 通知方法       |
|----------------------------------|-----------------------------------------|-------|---------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 急性灰白髄炎<br>(ポリオ)<br>(小児まひ)        | 生後3か月<br>～18か月<br>(48か月)                | 春期    | 初回<br>56.7.1<br>～56.12.31                                                             | 4月13日<br>～5月28日         | 生後3か月           | 小児まひ予防のため生ポリオワクチンを6週間以上の間隔をおいて2回経口投与します。                                                                | 個人通知<br>広報 |
|                                  |                                         | 秋期    | 初回<br>57.1.1<br>～57.6.30                                                              | 10月12日<br>～11月30日       | ～18か月           |                                                                                                         |            |
| 百日ぜき<br>ジフテリア<br>破 傷 風<br>(三種混合) | 生後24か月<br>～48か月<br>1期(48か月)<br>2期(66か月) | 前期    | 1期<br>55.1.1<br>～55.6.30                                                              | 8月24日<br>～10月26日        | 生後24か月<br>～48か月 | 1期…3～8週間間隔で3回接種<br>2期…1期終了後12か月～18か月の間に1回接種<br>3期…小学校6年生のときに2種混合で学校で1回接種<br>(1期、2期が終了していないと3期は受けられません。) | 個人通知<br>広報 |
|                                  |                                         |       | 2期<br>53.7.1<br>～53.12.31                                                             | ～10月26日                 |                 |                                                                                                         |            |
|                                  |                                         | 後期    | 1期<br>55.7.1<br>～55.12.31                                                             | 1月25日<br>～3月25日         |                 |                                                                                                         |            |
|                                  |                                         |       | 2期<br>54.1.1<br>～54.6.30                                                              | ～3月25日                  |                 |                                                                                                         |            |
| 麻 し ん<br>(はしか)                   | 生後18か月<br>～36か月<br>(72か月)               | 上 半 期 | 55.4.1<br>～55.9.30                                                                    | 5月10日<br>～5月31日         | 生後18か月<br>～36か月 | 個別接種により実施します。<br>市で委託した医療機関で受けてください。<br>医療機関に事前に申し込んで接種してください。                                          | 個人通知<br>広報 |
|                                  |                                         | 下 半 期 | 55.10.1<br>～56.3.31                                                                   | 11月8日<br>～11月30日        |                 |                                                                                                         |            |
| ツベルクリン<br>B C G                  | 生後3か月<br>～48か月<br>(48か月)                | 1 回 目 | 56.4.1<br>～57.3.31                                                                    | 7月6日<br>～7月23日          | 生後3か月<br>～48か月  | 1回目…0歳～4歳までに1回接種<br>2回目…小学校1年生のときに接種<br>3回目…中学校1年生のときに接種<br>判定はツベルクリン接種後48時間後に行い、陰性者にはのみBCG接種           | 個人通知<br>広報 |
|                                  |                                         |       |                                                                                       |                         |                 |                                                                                                         |            |
| 日 本 脳 炎                          | 3 歳 ～ 15 歳                              | 初 回   | 53.4.1<br>～54.3.31                                                                    | 6月1日                    |                 | 3歳…初回として7日～14日間隔で2回接種<br>4歳…追加として1回接種<br>小学校3年生、中学校1年生のときに追加として1回接種                                     | 個人通知<br>広報 |
|                                  |                                         | 追 加   | 52.4.1<br>～53.3.31                                                                    | ～6月23日                  |                 |                                                                                                         |            |
| ジフテリア<br>破 傷 風<br>(二種混合)         | 1期 24か月<br>～72か月<br>2期 90か月             | 毎 年   | 55年5月31日<br>以前の出生者で<br>6歳までに<br>百 日 ぜ き に<br>か っ た 人<br>3 混 1 期 の<br>す ん で い な<br>い 人 | 57年度は<br>6月30日<br>7月29日 |                 | 1期…3～8週間間隔で2回接種<br>2期…1期終了後12か月～18か月の間に1回接種<br>3期…小学校6年生のときに学校で接種<br>(1期、2期が終了していないと3期は受けられません。)        | 広報         |

※対象年齢欄の( )は接種できる最高年齢です。

### 子供を虫歯から 守りましょう

低年齢児の虫歯の増加が社会的な問題となっています。市では、妊産婦、乳幼児健診時の歯科相談をはじめ、保育園、学校を巡回して歯みがき指導などを積極的に行い虫歯予防に取り組んでいます。

### 「歯を守る」組織の育成

各地区の保健指導員さんのご協力をいただきながら、虫歯予防に関心をお持ちのお母さんを対象に、勉強会などをおとして健康なよい歯づくりのためのグループをつくり、その輪を広げていきます。

虫歯予防に関心をお持ちのお母さんは、地区の保健指導員さんにお申し出ください。

### 母子歯科窓口相談

市役所南庁舎二階の市保健センターで、毎月第二・第四水曜日午前九時三十分から十一時三十分まで乳幼児の虫歯予防相談を行っていますので、お気軽にお出かけください。



健全な赤  
分  
6日  
9日  
8日  
検査、  
相談



## 家庭婦人の健康教室

より豊かで健康な生活を送っていただくために家庭婦人を対象とした「健康教室」を次のとおり開催します。

栄養、運動、休養、病気の予防などについて具体的に学びます。

家庭婦人の皆さん、多数ご参加ください。

対象者…一般家庭婦人

と き…昭和58年1月中旬～2月中旬

ところ…市保健センター、川西社会福祉センター

募集人員…各会場とも40名

内 容…①栄養の講義と調理実習

②健康増進、成人病予防の講義

③よい歯づくり

④大切な休養とその実際

⑤体力づくり運動

その他…この健康教室は「広報うえだ」でその都度募集します。

## 高齢者健康教室

お年寄りの皆さんに丈夫で長生きをしていただくため、今年も各地区で「高齢者健康教室」を開催します。

手足を動かし、頭を働かせ、楽しい笑いの中から健康づくりをしましょう。

対象者…60歳以上の人および希望者(ご家族の方も、お気軽にお出かけください)

と き…5月から7月まで

ところ…各地区の公民館など

内 容…①血圧測定と健康相談

②長生きをする食事について

③健康づくり運動とレクリエーション

④味噌汁の塩分測定と減塩について

⑤健康な歯について

その他…この高齢者健康教室は、各家庭へ回覧で通知するほか「広報うえだ」でもお知らせします。

## 塩田母親学級

妊娠中を健康で過ごし、健全な赤ちゃんを出産するために妊娠、分娩、育児に対する知識を得て安産の自信を持っていただくために開催します。

| 回<br>コ<br>ス | 第1回   | 第2回   | 第3回    | 第4回    | 第5回    |
|-------------|-------|-------|--------|--------|--------|
| 1           | 5月12日 | 5月19日 | 5月26日  | 6月2日   | 6月9日   |
| 2           | 9月29日 | 10月6日 | 10月13日 | 10月20日 | 10月27日 |
| 3           | 1月19日 | 1月26日 | 2月2日   | 2月9日   | 2月16日  |

※—58年

と き…毎回午後1時30分～4時

ところ…塩田母子健康センター

内 容…

第1回 妊娠から出産まで(保健婦)

第2回 妊婦体操と沐浴の実際(助産婦)

第3回 丈夫な歯をつくるために、乳房の管理について(歯科衛生士、助産婦)

第4回 産後の生活と家族計画(助産婦)

第5回 新生児と育児について(医師・保健婦)

持ち物…筆記用具、母子健康手帳

(第3回は、ハブラシ、コップ、タオル、手鏡も)

# 健康相談に おでかけを

市民のみなさんに、より健康で明るい生活をおくっていただくため、各地区で保健婦による健康相談をおこなっています。

妊娠中の食事や生活、赤ちゃんの発育や育児相談、家族計画、血圧測定、成人病およびねたきり病人の問題など健康についての相談に応じます。最寄りの会場へお気軽におでかけください。

## 健康相談日程表

| 地区名 | 相 談 日      | 時 間          | 場 所               |
|-----|------------|--------------|-------------------|
| 市 内 | 毎 日        | 勤務時間中        | 上田市役所南庁舎<br>保健相談室 |
|     | 毎月第1・第3火曜日 | 午前9:30～11:30 | 緑が丘西同和集会所         |
|     | 毎月第1月曜日    | "            | 西部公民館             |
|     | 毎月第2・第4金曜日 | "            | 老人福祉センター          |
| 城 下 | 毎月第1・第3月曜日 | "            | 城南解放会館            |
|     | 毎月第2火曜日    | "            | 農協城下事業所           |
| 塩 尻 | 毎月第1・第3火曜日 | "            | 塩尻地区公民館           |
|     | 毎月第2・第4火曜日 | "            | 秋和公民館             |
| 川 辺 | 毎週火曜日      | "            | 川辺町会館             |
| 泉 田 | 毎月第1月曜日    | "            | 吉田公民館             |
| 神 川 | 毎月第1月曜日    | 午後1:30～3:30  | 大屋公会堂             |
|     | 毎月第2月曜日    | "            | 下青木公民館            |
|     | 毎月第3月曜日    | "            | 国分公民館             |
|     | 毎月第4月曜日    | "            | 岩下公民館             |
|     | 毎月第1金曜日    | 午前9:30～11:30 | みすず台北第1集会所        |
| 神 科 | 毎週月曜日      | "            | 上野が丘公民館           |
| 豊 殿 | 毎月第2・第4月曜日 | "            | 豊殿支所              |
|     | 毎月第1・第3火曜日 | "            | 農村環境改善センター        |
| 塩 田 | 毎週月曜日      | "            | 塩田公民館             |
|     | 毎月第1月曜日    | 午後1:30～3:30  | 東塩田老人集会所          |
|     | 毎月第2月曜日    | "            | 東前山同和地区集会所        |
|     | 毎月第3月曜日    | "            | 別所公民館             |
| 川 西 | 毎月第1・第3月曜日 | 午前9:30～11:30 | 川西社会福祉センター        |

※当日が祝日の場合は、中止となります。

## 塩田妊婦健康診査

妊娠中を健康で過ごし、異常を早期発見して、健全な赤ちゃんを出産するためにに行います。

と き…毎月第3金曜日 午後1時30分～2時30分

(4月16日 5月21日 6月18日 7月16日)  
(8月20日 9月17日 10月15日 11月19日)  
(12月17日 58年1月21日 2月18日 3月18日)

健診内容…

問診、尿検査、体重測定、血液検査(梅毒)、貧血検査、血圧測定、医師の診察、生活・栄養相談、歯科相談

料 金…無 料

持ち物…母子健康手帳

④予防接種を受けた当日と翌日は  
一か月たないと予防接種は受  
けられません。

後は係員が会場へ行つて不在  
になりますので、午前中にお願  
いします。

予防接種

急性灰白  
(ポリオ  
(小児まひ)

百日ぜ  
ジフテリ  
破 傷  
(三種混

麻 し  
(はしか)

ツベルク

B C

日本脳

ジフテリ

破 傷  
(二種混

※対象年齢





## 断酒会におでかけを

酒をやめたいと思ってもなかなかやめられなくて悩んでいる人、またその家族の皆さん、どうぞ断酒会へおでかけください。

と き…毎週木曜日 午後7時～9時

ところ…上田勤労者福祉センター

連絡先…保健予防課 ☎4100内線290

## 精神障害者家族会におでかけを

精神障害者家族会では、患者によって、もたらうには家族はどうしたらいいのかを学んだり、体験を話し合ったりしています。お気軽におでかけください。

と き…毎月第1木曜日 午後0時30分～

ところ…上田勤労者福祉センター

連絡先…精神障害者家族会事務局

☎23247 (午後だけ)

## 乳幼児健康診査

とき・ところ

昭和57年度は、下表のとおりです。

受付時間

午後1時～2時

診査内容

- ①医師の健康診査 ②体重・身長測定  
③育児相談 ④離乳食実習(4か月児)  
⑤歯科相談(10か月児・1歳6か月児・3歳児) ⑥歯科健康診査(1歳6か月児・3歳児) ⑦尿検査(3歳児)

お願い

- 母子健康手帳、バスタオル1枚をお持ちください。  
○お昼寝は、早くすませてお連れください。  
○お母さんのほかに、赤ちゃんのお世話をされている方も、できるだけ一緒におでかけください。  
○具合の悪い赤ちゃん、都合の悪い方は、ほかにも機会がありますので、ご連絡ください。  
○会場では、食べものをあげないようにしましょう。



乳 幼 児 健 康 診 査 日 程 表

| 市 保 健 セ ン タ ー |                |                |                 |                 |         |                 |                 | 川 西 社 会 福 祉 セ ン タ ー |                |         |         |                 |                 |                 |     | 塩 田 母 子 健 康 セ ン タ ー |                 |                 |                 |                  |     |      |     |
|---------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|---------|-----------------|-----------------|---------------------|----------------|---------|---------|-----------------|-----------------|-----------------|-----|---------------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|-----|------|-----|
| 4か月児          |                | 10か月児          |                 | 1歳6か月児          |         | 3歳児             |                 | 4か月児                |                | 10か月児   |         | 1歳6か月児          |                 | 3歳児             |     | 4か月児                |                 | 10か月児           |                 | 1歳6か月児           |     | 3歳児  |     |
| 生年月日          | 実施日            | 生年月日           | 実施日             | 生年月日            | 実施日     | 生年月日            | 実施日             | 生年月日                | 実施日            | 生年月日    | 実施日     | 生年月日            | 実施日             | 生年月日            | 実施日 | 生年月日                | 実施日             | 生年月日            | 実施日             | 生年月日             | 実施日 | 生年月日 | 実施日 |
| 4月            | 56.12.1～15 16日 | 56.6.1～15 21日  | 55.10.1～15 27日  | 54.3.16～31 30日  | 4月      | 56.12.1～15 13日  | 56.6.1～15 15日   | 55.10.1～15 15日      | 53.7.1～15 15日  | 54.3.31 | 4月      | 56.12.1～15 14日  | 56.6.1～15 15日   | 54.3.1～31 23日   |     | 4月                  | 56.12.1～15 14日  | 56.6.1～15 15日   | 55.10.1～15 15日  | 54.3.1～31 23日    |     |      |     |
| 5月            | 56.12.16～31 6日 | 56.6.16～31 7日  | 55.10.16～31 13日 | 54.4.1～15 14日   | 5月      | 56.12.16～31 12日 | 56.6.16～31 11日  | 55.10.16～31 11日     | 53.7.16～31 11日 | 54.3.31 | 5月      | 56.12.16～31 11日 | 56.6.16～31 20日  | 55.10.16～31 11日 |     | 5月                  | 56.12.16～31 11日 | 56.6.16～31 20日  | 55.10.16～31 11日 | 54.3.1～31 23日    |     |      |     |
| 6月            | 57.1.1～15 18日  | 56.7.1～15 19日  | 55.11.1～15 28日  | 54.4.16～30 21日  | 6月      | 57.1.16～31 9日   | 56.7.16～31 8日   | 55.11.16～31 12日     | 53.7.16～31 12日 | 54.3.31 | 6月      | 57.1.16～31 8日   | 56.7.16～31 8日   | 55.11.16～31 10日 |     | 6月                  | 57.1.16～31 8日   | 56.7.16～31 8日   | 55.11.16～31 10日 | 54.4.1～15 5.31   |     |      |     |
| 7月            | 57.2.1～15 16日  | 56.8.1～15 17日  | 55.12.1～15 18日  | 54.5.16～31 11日  | 7月      | 57.2.16～31 14日  | 56.8.16～31 14日  | 55.12.16～31 14日     | 53.7.16～31 14日 | 54.3.31 | 7月      | 57.2.16～31 13日  | 56.8.16～31 21日  | 55.12.16～31 15日 |     | 7月                  | 57.2.16～31 13日  | 56.8.16～31 21日  | 55.12.16～31 15日 | 54.4.1～15 5.31   |     |      |     |
| 8月            | 57.3.1～15 20日  | 56.9.1～15 27日  | 56.1.1～15 28日   | 54.6.16～30 9日   | 8月      | 57.3.16～31 11日  | 56.9.16～31 11日  | 55.12.16～31 11日     | 53.7.16～31 11日 | 54.3.31 | 8月      | 57.3.16～31 10日  | 56.9.16～31 10日  | 55.12.16～31 10日 |     | 8月                  | 57.3.16～31 10日  | 56.9.16～31 10日  | 55.12.16～31 10日 | 54.6.1～15 7.31   |     |      |     |
| 9月            | 57.4.1～15 17日  | 56.10.1～15 18日 | 56.2.1～15 19日   | 54.7.16～31 20日  | 9月      | 57.4.16～31 14日  | 56.10.16～31 14日 | 55.12.16～31 14日     | 53.7.16～31 14日 | 54.3.31 | 9月      | 57.4.16～31 8日   | 56.10.16～31 22日 | 55.12.16～31 15日 |     | 9月                  | 57.4.16～31 8日   | 56.10.16～31 22日 | 55.12.16～31 15日 | 54.6.1～15 7.31   |     |      |     |
| 10月           | 57.5.1～15 16日  | 56.11.1～15 17日 | 56.3.1～15 21日   | 54.8.16～31 20日  | 10月     | 57.5.16～31 13日  | 56.11.16～31 13日 | 55.12.16～31 13日     | 53.7.16～31 13日 | 54.3.31 | 10月     | 57.5.16～31 12日  | 56.11.16～31 12日 | 55.12.16～31 12日 |     | 10月                 | 57.5.16～31 12日  | 56.11.16～31 12日 | 55.12.16～31 12日 | 54.8.1～15 9.30   |     |      |     |
| 11月           | 57.6.1～15 19日  | 56.12.1～15 20日 | 56.4.1～15 21日   | 54.9.16～30 15日  | 11月     | 57.6.16～31 10日  | 56.12.16～31 10日 | 55.12.16～31 10日     | 53.7.16～31 10日 | 54.3.31 | 11月     | 57.6.16～31 9日   | 56.12.16～31 24日 | 55.12.16～31 15日 |     | 11月                 | 57.6.16～31 9日   | 56.12.16～31 24日 | 55.12.16～31 15日 | 54.10.1～15 11.30 |     |      |     |
| 12月           | 57.7.1～15 16日  | 57.1.1～15 17日  | 56.5.1～15 30日   | 54.10.16～31 29日 | 12月     | 57.7.16～31 9日   | 56.5.16～31 9日   | 55.12.16～31 9日      | 53.7.16～31 9日  | 54.3.31 | 12月     | 57.7.16～31 8日   | 56.5.16～31 15日  | 55.12.16～31 15日 |     | 12月                 | 57.7.16～31 8日   | 56.5.16～31 15日  | 55.12.16～31 15日 | 54.10.1～15 11.30 |     |      |     |
| 昭和58年1月       | 57.8.1～15 16日  | 57.2.1～15 17日  | 56.6.1～15 21日   | 54.11.16～30 10日 | 昭和58年1月 | 57.8.16～31 13日  | 56.6.16～31 13日  | 55.12.16～31 13日     | 53.7.16～31 13日 | 54.3.31 | 昭和58年1月 | 57.8.16～31 12日  | 56.6.16～31 25日  | 55.12.16～31 15日 |     | 昭和58年1月             | 57.8.16～31 12日  | 56.6.16～31 25日  | 55.12.16～31 15日 | 54.10.1～15 11.30 |     |      |     |
| 2月            | 57.9.1～15 18日  | 57.3.1～15 19日  | 56.7.1～15 20日   | 54.12.16～31 21日 | 2月      | 57.9.16～31 9日   | 56.7.16～31 9日   | 55.12.16～31 9日      | 53.7.16～31 9日  | 54.3.31 | 2月      | 57.9.16～31 8日   | 56.7.16～31 8日   | 55.12.16～31 8日  |     | 2月                  | 57.9.16～31 8日   | 56.7.16～31 8日   | 55.12.16～31 8日  | 54.10.1～15 11.30 |     |      |     |
| 3月            | 57.10.1～15 16日 | 57.4.1～15 17日  | 56.8.1～15 18日   | 55.1.16～31 25日  | 3月      | 57.10.16～31 9日  | 56.8.16～31 9日   | 55.1.16～31 9日       | 53.7.16～31 9日  | 54.3.31 | 3月      | 57.10.16～31 8日  | 56.8.16～31 22日  | 55.1.16～31 9日   |     | 3月                  | 57.10.16～31 8日  | 56.8.16～31 22日  | 55.1.16～31 9日   | 54.10.1～15 11.30 |     |      |     |



# 57年度固定資産を評価替え ＝ 地方税法改正により新評価額に ＝

57年度は、固定資産の基礎となる評価額に対する評価替えが行われました。

土地については、各地目とも評価額は上昇しています。家屋については、新增築の家屋は、国で定めた新評価基準により評価額が算出され、在来家屋は、価額の据え置き措置がとられています。

土地の固定資産税は、新しい評価額を基礎として算出すると税負担が急激に増えるため、前回の評価替えと同様に、今回も固定資産税が一時に増えないようにするために必要な負担調整措置がとられることになりました。

## ○ 固定資産税の算定方法

### 1. 宅地など（農地以外の土地）

次の算式および下表により負担調整率を求めます。

$$\text{上昇率} = \frac{57\text{年度評価額}}{56\text{年度課税標準額}}$$

| 上 昇 率 の 区 分       | 負担調整率 |
|-------------------|-------|
| 1.3倍以下のもの         | 1.1   |
| 1.3倍を超え、1.5倍以下のもの | 1.15  |
| 1.5倍を超え、1.7倍以下のもの | 1.2   |
| 1.7倍を超え、1.9倍以下のもの | 1.25  |
| 1.9倍を超えるもの        | 1.3   |

$$56\text{年度課税標準額} \times \text{負担調整率} = 57\text{年度課税標準額}$$

（この額が新評価額を超える場合は、新評価額とします。）

### 2. 農 地

次の算式および下表により負担調整率を求めます。

$$\text{上昇率} = \frac{57\text{年度評価額}}{56\text{年度課税標準額}}$$

| 上 昇 率 の 区 分        | 負担調整率 |
|--------------------|-------|
| 1.15倍以下のもの         | 1.05  |
| 1.15倍を超え、1.3倍以下のもの | 1.1   |
| 1.3倍を超え、1.5倍以下のもの  | 1.15  |
| 1.5倍を超えるもの         | 1.2   |

$$56\text{年度課税標準額} \times \text{負担調整率} = 57\text{年度課税標準額}$$

以上の1.宅地など、2.農地により算出された57年度課税標準額に税率 $\frac{1}{100}$ を乗じたものが、57年度固定資産税になります。なお、宅地のうち小規模住宅用地（200㎡までの宅地）は $\frac{1}{2}$ 、その他の住宅用地は $\frac{1}{3}$ の割合を評価額に乘じた額となります。

## ○ 都市計画税の算定方法

### 1. 宅地など（農地以外の土地）

次の算式および下表により負担調整率を求めます。

$$\text{上昇率} = \frac{57\text{年度評価額}}{56\text{年度都市計画税課税標準額}}$$

| 上 昇 率 の 区 分       | 負担調整率 |
|-------------------|-------|
| 1.3倍以下のもの         | 1.1   |
| 1.3倍を超え、1.5倍以下のもの | 1.15  |
| 1.5倍を超え、1.7倍以下のもの | 1.2   |
| 1.7倍を超え、1.9倍以下のもの | 1.25  |
| 1.9倍を超えるもの        | 1.3   |

$$56\text{年度都市計画税課税標準額} \times \text{負担調整率} =$$

$$57\text{年度都市計画税課税標準額}$$

（この額が新評価額を超える場合は、新評価額とします。）

### 2. 農 地

次の算式および下表により負担調整率を求めます。

$$\text{上昇率} = \frac{57\text{年度評価額}}{56\text{年度都市計画税課税標準額}}$$

| 上 昇 率 の 区 分        | 負担調整率 |
|--------------------|-------|
| 1.15倍以下のもの         | 1.05  |
| 1.15倍を超え、1.3倍以下のもの | 1.1   |
| 1.3倍を超え、1.5倍以下のもの  | 1.15  |
| 1.5倍を超えるもの         | 1.2   |

$$56\text{年度都市計画税課税標準額} \times \text{負担調整率} = 57\text{年度都市計画税課税標準額}$$

以上の1.宅地など、2.農地により算出された57年度都市計画税課税標準額に税率 $\frac{0.2}{100}$ を乗じたものが、57年度都市計画税となります。

お問い合わせ…資産税課

（☎24100内線236・237有線②0681）

## あなたの国民年金

55

## 社会保険相談日が月4回に 5月から2会場で

制度の広まりとともに、社会保険・年金に関係したいろいろの相談ごとが増えてきています。これまで、上田市内で月2回行われていた「社会保険相談日」が、5月からは月4回、2会場で行われることになりました。小諸社会保険事務所の計画は、次のようになっています。ご利用ください。

### ▷ 市内の千曲川右岸地区

日程… 第2・第4火曜日（午前9時～午後3時）

会場… 上田商工会議所

### ▷ 市内の千曲川左岸地区

日程… 第1・第3火曜日（午前9時～午後3時）

会場… 松尾工業株式会社

（ただし、5月4日は中止します）

社会保険相談日には、小諸社会保険事務所から副長年金専門官、相談員、社会保険相談専門員などが、3人（上田商工会議所会場）、2人（松尾工業会場）ずつ来て相談に応じます。

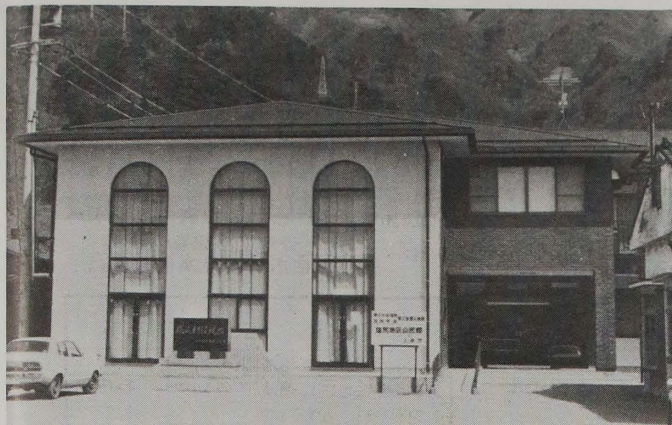
## 56年度保険料は4月中に

新年度の納期に入っていますが、昭和56年度の保険料（56年4月～57年3月）は完納されていますか。もし未納分がありましたら、4月30日（金）までに納めてください。

5月1日以後になると、お手もとにある納付書では納められなくなります。

〈国保年金課年金係 ☎24100内線284・有線②0711〉





▲塩尻地区公民館が先ごろ完成し、四月三日には約五十人の関係者が出席して開館式を行いました。同公民館は鉄骨づくり二階建て、バドミントンなど軽スポーツもできる多目的ホールや和室三室、料理教室、児童室などを備え、建て面積六五七㎡のすばらしい建物です。



下表の  
関係のサ  
ーク  
交流を深  
ークルで  
いますの  
さい。も  
。

ームへ来  
同9時)  
込みく

手ホーム  
傍時間の  
い合わせ  
同9時の  
ます)

考

奏、  
ンクール

奏会  
年1回

奏会  
年1回

害者の  
んと交流

から  
テンまで

家

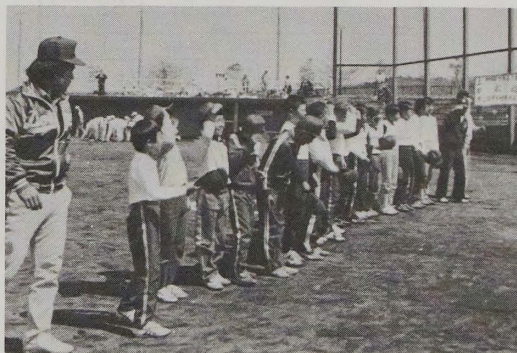
来ない  
画の上映

ご  
寄付お札



▲四月四日、今年で十三回目を迎えた海野町の日曜広場がオープンしました。少し膚寒い陽気でしたが、県警音楽隊の演奏、上田市消防レスキュー隊の実演、パトカーとハーレー(二輪車)の写生大会などが行われました。

▼中村自治会の少年野球チームが姉妹都市鎌倉市を訪れ、3月22日には子供同士による親善試合をしました。この交流は今回で3回目、中村チームは長旅の疲れもみせず、元気にグラウンドを飛び回っていました。



## 不用品登録情報 その②② (主なもの)

(4月7日現在)

| ゆずります                 | 希望価格    | ゆずってください     |
|-----------------------|---------|--------------|
| ソファ—ベッド 3年使用          | 5,000円  | ベビーベッド       |
| スタンド型鏡 (白) 3年使用       | 8,000円  | 自動車用子供いす     |
| スチール製事務机              | 8,000円  | ママコート・ベビーダンス |
| ルームランナー 52年購入         | 9,000円  | ベビーバス・ブランコ   |
| シングルベッド 2年使用          | 3,000円  | カラーテレビ・ステレオ  |
| 都市ガス用ふろ—式 4~5人用、4年使用  | 20,000円 | 電気オルガン       |
| 高速ガスオープン 56年購入        | 25,000円 | 大人用自転車       |
| プロパンガスふろ—式 1.5人用、2年使用 | 8,000円  | 都市ガス湯沸し器     |
| ガスストーブ 54年購入          | 4,000円  | プロパンガスレンジ    |
| 50ccバイク 10年使用         | 無 料     | 学習机・洋服ダンス    |
| 自動車タイヤ 6.15-13、ホイ付4本  | 15,000円 | 応接セット        |
| 三輪自転車 53年購入           | 5,000円  | 食堂用テーブル      |
| 電動ミシン 51年購入           | 25,000円 | 米びつ          |
| ウインドファン               | 500円    | カーペット (6畳)   |
| ベビーラック 2か月使用          | 2,000円  | 座敷用テーブル      |

◇ゆずりたい品物、ゆずってほしい品物がありましたら、生活環境課生活係 (☎24100内線301)へお気軽にご連絡を。

◇紹介後のトラブルなどについては、責任を負いかねますのでご了承ください。

**ものを大切に…  
不用品登録情報**

皆さんから寄せられた不用品の登録を「不用品登録情報」として、月一回お知らせしていますが、今回はその二十二回目です。

不用品の登録をされる方は、次の事項を必ず守ってください。

①ゆずりたい品物がある人は、品名、程度、数量、希望価格、住所、氏名、電話番号などを生活環境課へ登録してください。

②紹介を受けた人は、取り引きの結果(成立、不成立にかかわらず)を必ず生活環境課へ、十日以内にご連絡ください。

③生活環境課では、ゆずってほしい人に不用品の紹介をしますが、紹介を受けた人は不用品登録者と直接交渉し、価格、取り引き方法などを決めてください。

④紹介を受けた人は、取り引きの結果(成立、不成立にかかわらず)を必ず生活環境課へ、十日以内にご連絡ください。

環境課へ登録してください。

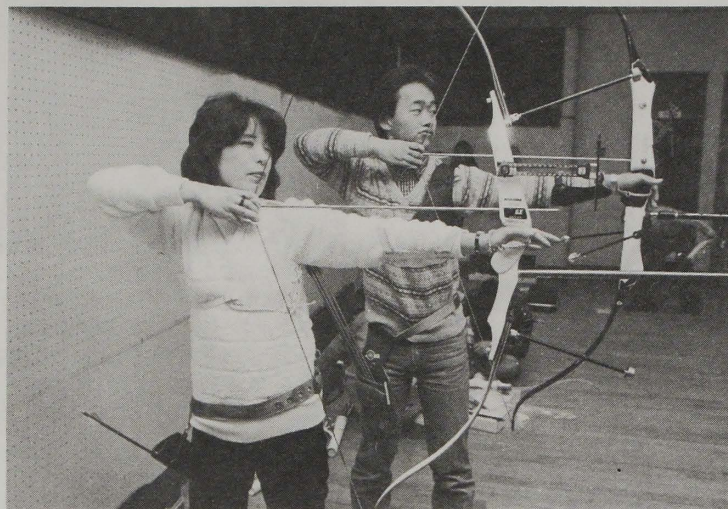
②ゆずってほしい品物がある人も、あらかじめ申し出て登録してください。



# スポーツ・文化サークルで交流を

## 勤労青少年ホーム

練習に励むアーチェリークラブの皆さん



勤労青少年ホームには、下表のようなスポーツ及び文化関係のサークル活動があり、各種のサークル活動をとおして若者の交流を深めています。これらのサークルでは、クラブ員を募集していますので、お気軽にご参加ください。もちろん初心者も大歓迎です。

**受付場所**…勤労青少年ホームへ来館(午後1時～同9時)のうえ、お申し込みください。

**お問い合わせ**…勤労青少年ホーム ☎227117 (勤務時間の関係上、お問い合わせは午後1時～同9時の間にお願いします)

### スポーツ関係サークル

| クラブ名     | 練習日 | 場 所      | 時 間          | 備 考            |
|----------|-----|----------|--------------|----------------|
| バレーボール   | 月   | 市民体育館    | 午後 6:30～8:30 | 初心者歓迎          |
| バドミントン   | 月   | 市民体育館    | 午後 6:30～8:30 | 初心者歓迎          |
| バスケットボール | 金   | 市民体育館    | 午後 6:30～8:30 | 初心者歓迎          |
| 軟式テニス    | 金   | 市営東コート   | 午後 6:30～8:30 | 初心者歓迎          |
| 硬式テニス    | 火   | 市営東コート   | 午後 6:30～8:30 | 初心者歓迎          |
| 卓 球      | 火・金 | ホーム内 体育室 | 午後 6:30～8:30 | 初心者歓迎          |
| 空 手      | 水・土 | ホーム内 体育室 | 午後 6:30～8:30 | 初心者歓迎          |
| アーチェリー   | 月   | ホーム内 体育室 | 午後 6:30～8:30 | 用具貸与 障害者・初心者歓迎 |

### 文化関係サークル

| クラブ名        | 練習日 | 場 所      | 時 間          | 備 考           |
|-------------|-----|----------|--------------|---------------|
| 吹 奏 楽       | 月・土 | ホーム 講習室  | 午後 6:30～8:30 | 定期演奏、県コンクール   |
| ギター マンドリン   | 木   | ホーム 講習室  | 午後 6:30～8:30 | 定期演奏会 年1回     |
| 混 声 合 唱     | 木   | ホーム 音楽室  | 午後 6:30～8:30 | 定期演奏会 年1回     |
| ボランティア くわのみ | 木   | ホーム 小会議室 | 午後 6:30～8:30 | 心身障害者のみなさんと交流 |
| 社 交 ダ ン ス   | 木   | ホーム 体育室  | 午後 6:30～8:30 | モダンからラテンまで    |
| 茶 道         | 金   | ホーム 和室   | 午後 6:30～8:30 | 江戸千家          |
| 自 主 上 映     | 不定期 | ホーム 小会議室 | 午後 6:30～8:30 | 地方に來ない映画の上映   |

▼株式会社ツルヤ上田東店様 二万一千六百七十三円 社会福祉基金の積立金として  
▼井出克幸様(北御牧村) 上田市章入り花びん一個 市庁舎に  
▼神科小学校六年二組一同様 八千四百三十三円 社会福祉基金の積立金として  
▼塩沢 享様(上室賀) 一人三百円の貯金済み通帳百十五冊 浦里、室賀、小泉の各小学校の新入学児童に

▼山本鉄男様(倉升) 五千五百三十二円 社会福祉基金の積立金として  
▼衛藤良子様(兵庫県西宮市) 十万円 報恩寮の施設整備に  
▼日野重勝様(塩尻市) 百万円 報恩寮の施設整備に  
▼山越完吾様(中野区) 石けん二千百個 生活保護世帯の皆さんに  
▼友の会様 いす布団七十五枚 母子家庭などの小学校入学児童の祝品に

次の皆様から温かいご寄付をいただきました。厚くお礼申し上げます。

ご寄付お礼

ソフト  
スタン  
スチー  
ルーム  
シンク  
都市  
高速  
プロ  
ガス  
50cc  
自動  
三輪  
電動  
ウイン  
ペー

◇ゆず  
(  
◇紹介



# お知らせ



春の交通安全運動が始まった4月6日朝上田駅前などでは「交通安全街頭指導」が行われました。永野市長など関係者約30人は、黄色の羽根やパンフレットを配りながら、市民に交通安全を呼びかけました。(写真は交通安全を呼びかける永野市長)

## 〃こどもまつり〃

### 5月5日に開催

青少年対策室

☎2241000内線680

上田市青年団体連絡協議会こどもまつり実行委員会の主催による恒例の「こどもまつり」を、今年も五月五日(木)子供の日に開催します。今年は、「試してみよう君の力を、大勢の友達といっしょに」をテーマに、子供の主体性を考えに入れた催物を計画しています。新緑まばゆい五月、お昼を持ってご家族でおでかけください。

と き：五月五日(木)午前九時～午後三時(雨が降っても行います)

ところ：上田公園一帯

主な催事：ジャングル探検なわと

び、クラフト広場、豚レース、川上野球教室、音楽広場、すもう大会など (雨天の場合、若干催事が変更になります)

その他：詳しくは、ポスターやチラシをあらんになるか青少年対策室にお問い合わせください。

## 戦没者遺族の皆さんへ

### 特別弔慰金の

### 請求期限せまる

社会課社会係

☎2241000内線378

戦没者の遺族の皆さんを対象とした「特別弔慰金」の請求期限は五月七日です。次に該当する方でまだ手続きをされていない方は、市役所社会課(窓口十番)で至急手続きをしてください。

対象者：昭和六年九月十八日(満

州事変)以後の戦没者の公務扶助料、遺族年金、遺族給与金を受けていた方が、昭和五十年四月二日から昭和五十四年四月一日の間に死亡などにより権利がなくなった遺族、および昭和六年九月十八日(満州事変)以後の戦没者の身分が、判任官(元陸海軍の巡査、技手、従軍文官)などの遺族で、公務扶助料などの権利がない遺族

支給遺族順位：第一＝弔慰金受給者、第二＝子、第三＝父母、第四＝孫、第五＝祖父母、第六＝兄弟姉妹、第七＝三親等内親族、ただし、第三～第六は生計のあった人が先順位、第七は戦没者と一年以上生計があつた人

## 植木の販売会

営林署で育てた植木類の即売会を次のとおり行います。ご家庭や職場の緑化にご活用ください。

と き：四月二十九日(木)、五月八日(土)、五月九日(日)の午前九時～午後三時

ところ：東部町大字和 上田営林署和緑化事業所

※五月十日から六月二十五日までの平日午前九時から午後三時(土曜日は午前十一時まで)も、お

売ります。

## ボクシングの

### 講習会を開きます

体育課内上田市体育協会事務局  
☎2241000内線554

上田市体育協会ボクシング部では、ボクシングを短期間に習ってみたいという方のために、次のとおり短期講習会を開きます。

対象者：満十五歳以上の健康な男女

と き：五月二日(日)～七月二十五日(日)、毎週水・金曜日の午後六時からと日曜日の午前十時から各一時間

ところ：市民体育館分室

講習内容：攻撃、防御、柔軟体操(やせたい女性のためにも役立つ)など

服装：スポーツウェア

会 費：一人二千円

その他：練習用具は無料でお貸しします。

## 防火管理者の

### 資格取得講習会

上小地域広域行政事務組合  
消防本部予防課  
☎225001内線217

上小地域広域行政事務組合消防本部(上田中央消防署)では、上小防火管理者協議会と共催により、防火管理者の資格取得講習会を次により開催します。

講習日：五月十日(月)と十一日(火)の午前九時から午後五時

講習場所：上田市消防会館

受講料：会員一人当り二千六百元、非会員一人当り二千九百元

受講資格：防火管理業務を遂行することができると認める立場にある人

申込期限：四月三十日(金)

申込場所：上小地域広域行政事務組合消防本部予防課

※防火管理者がいなければならぬところは、次のとおりです。

①公会堂、遊技場、飲食店、デパート、旅館、病院など不特定多数の人が出入りするところで、収容人員が三十名以上のところ

②学校、工場、事業所などで収容人員が五十名以上のところ

は、四月二十日(火)から塩尻地区公民館で行います。



## 計量モニターを募集します

商品

商工課計量係  
☎224100内線603

商品の量目に対する関心を高め  
ていただくとともに、これによつ  
て得られた各種データや意見、  
苦情などを今後の計量行政に役立  
てるため、次により計量モニター  
を募集します。

応募資格：食料品関係の小売業を  
営んでいない人、またはこれに  
携わっていない市内の家庭の主  
婦で、次の条件に該当する人

- ①昼間の会議に出席できる人(年  
三回)
- ②過去に計量モニター  
を経験していない人

職務内容：指定する期間内(六月  
と十一月の二か月)に、購入し  
た商品の目方を計って日誌に記  
入し、報告していただきます。

募集期限：四月三十日(金)

謝礼：五千円と記念品(検査用  
はかりと分銅)

応募方法：はがきに郵便番号、住  
所、氏名(ふりがな)、年齢、家  
族構成、電話番号をお書きのう  
え、〒386 市内大手一―一  
―一六 市役所商工課計量係ま  
でお申し込みください。

## 一日生活教室に ご参加を

長野県上田消費生活センター  
☎278517・250998

とき：四月二十三日(金)午後一時  
三十分～三時三十分

ところ：上田消費生活センター教  
室

テーマ：「薬を考える」

講師：県業務課・長瀬叶彦さん

## 上田市高齢者学園の 学生を募集

社会課社会係  
☎224100内線378

市では、お年寄りの皆さんに人  
間性豊かな老後を送っていただく  
ため「上田市高齢者学園」を次に  
より設置します。

入学資格：市内に住んでいる、お  
おむね六十歳以上の人で、心身  
ともに健康な人

定員：八十名ぐらゐ

教室：老人福祉センター

学習期間：六月から来年三月まで  
の十七日間、一日四時間

学習内容：一般教養、専攻学科、  
創作実技、スポーツなど

申込期間：四月二十日(火)～五月十

四日(金)、ただし、期間内に定員  
を満したときは、事前に締め切  
ることがあります。

申込先：社会課、各公民館、老人  
福祉センターに用紙があります  
ので、ご記入のうえ提出してく  
ださい。

## 長野県発明研究会 20周年記念行事で 発明展など開催

長野県発明研究会二十周年記念  
行事が、上田市や上田商工会議所、  
長野県発明研究会の主催により、  
次のとおり開催されます。

〈記念式典・表彰式〉

とき：五月二日(日)午後〇時三十  
分から一時三十分

ところ：海野町会館一階

〈記念講演会〉

とき：五月二日(日)午後二時から  
五時

ところ：海野町会館一階

内容：①「だれにも出来る婦人の  
発明」笹沼喜美賀さん、②「夢  
のアイデアで日本を救う」豊沢  
豊雄さん(社団法人発明学会々  
長)

〈発明展〉

とき：四月二十九日(木)から五月  
五日(水)

ところ：上田西武デパート四階

## 5月の乳幼児健康診査

5月の乳幼児健康診査を下記により行います。受付時間は、  
いずれも午後1時から2時までです。母子健康手帳をお持ちく  
ださい。

| 会 場                  | 健 診    | 実 施 日 | 対 象 児               |
|----------------------|--------|-------|---------------------|
| 上田市保健センター            | 4か月児   | 5月6日  | 56年12月16日～31日生      |
|                      |        | 5月18日 | 57年1月1日～15日生        |
|                      | 10か月児  | 5月7日  | 56年6月16日～30日生       |
|                      |        | 5月19日 | 56年7月1日～15日生        |
|                      | 1歳6か月児 | 5月13日 | 55年10月16日～31日生      |
|                      |        | 5月28日 | 55年11月1日～15日生       |
|                      | 3歳児    | 5月14日 | 54年4月1日～15日生        |
| 塩田母子健康センター<br>(塩田地区) | 4か月児   | 5月11日 | 56年12月16日～57年1月15日生 |
|                      | 10か月児  |       | 56年6月16日～7月15日生     |
|                      | 1歳6か月児 | 5月20日 | 55年10月1日～11月15日生    |
| 川西社会福祉センター<br>(川西地区) | 4か月児   | 5月12日 | 56年12月16日～57年1月15日生 |
|                      | 10か月児  |       | 56年6月16日～7月15日生     |
|                      | 1歳6か月児 |       | 55年10月16日～11月15日生   |

## 今月の納税

### 国民健康保険税 第1期

今月の納税は、国民健康保険税第1期  
です。

税金は、納期内に納入されますようご  
協力ください。

今月の納期限は4月30日(金)です。

〈収税課☎224100内線241・有線20691〉

税金を おさめてきずく

明るい社会

(市内中学生納税標語入選作品)



## 上小の農業共済が

### 広域合併

上田市と小県郡の農業共済が広域合併し、この四月一日から「上小農業共済組合」として発足しました。

これは、水田利用再編対策などによる農業の変化や新しい共済事業の制度化で、農業共済が広く農業経営の中に取り入れられてきたことなどによります。また、農業災害補償の普及と充実をはかるこ

とを目的に、農林水産省や県の指導が行われたからでもあります。

このような広域化計画は、県内全域で進められています。上田市では、農業共済の重要性から、農林課を窓口にして農業共済組合との連携強化をはかることにしています。

昭和二十二年に農業災害補償法として発足した共済事業も、いまでは水稻、麦、蚕繭、家畜のほか

に果樹や畑作物（大豆、ばれいしょ、園芸施設、農機具共済など）にまで及んでいます。また、新しい組合には家畜診療所もおかれ、大切な家畜を守る体勢も整っています。

上小農業共済組合は、前上田市農業協同組合本所の跡を事務所としています。所在地や電話番号などは、次のとおりですので、ご連絡、ご相談は新事務所へお願いします。

所在地：上田市大手二—三—三名 称：上小農業共済組合  
電話番号：②⑤ 1 2 0 0（代表）  
有線番号：② 7 4 8 8

## 年金積立金還元融資

### 老人福祉センターなどが完成

国民年金の加入者が納めた保険料は、将来の年金給付の財源として積み立てられています。その積立金の一部は、年金還元融資として活用されています。

上田市は、昭和五十六年度に塩尻地区公民館、東塩田保育園、川辺小学校夜間照明施設および五十五年からの継続事業で進めていた老人福祉センターを、国民年金積立金還元融資を受けて建設、完成させました。

このほかにも、国民年金積立金還元融資を受けて五十六・五十七年度の継続事業で報恩斎改築事業が、十月の完成を目指して進められています。

## 交差点での交通事故防止

### 「3S運動」にご協力を



近年の交通事故は、横断歩行者事故、交差点での出会い頭事故、カーブ事故がその大半を占め、特に交差点での事故は全体の約四〇％に達しています。

このため、上田警察署では交差点事故対策の一環として「3S運動」

交差点3S運動  
よく見る 止まる 徐行する

上田交通安全協会

上田市は、千曲の清流と、上田城に象徴される自然と人とが調和した、住みよいまちです。わたくしたち市民は、自らの英知と努力により、さらにすばらしいまちにする願いをこめて、ここに市民憲章を定めます。



- 一、自然に感謝し、きれいな水と空気を守り、緑のあふれるまちにします。
- 一、からだをきたえ、教養を高め、豊かな文化を育てるまちにします。
- 一、人々の善意をとうとび、あたたかい心がふれあうまちにします。
- 一、産業を伸ばし、働くよろこびを大切にして、活気にみちたまちにします。
- 一、平和と自由を求め、広く世界に目を向けた明るいまちにします。

- 動」を、四月六日から十二月末まで進めています。この運動は、交差点周辺の交通ルールとマナーを確立、波及させ、事故の防止を図ろうというものです。
- ▽運動者の「3S励行」
- 「よく見る、止まる、徐行する」を励行し、習慣づける。
  - 見 る SEE（シー）
  - 除 行 SLOW（スロー）
  - 止 ま る STOP（ストップ）
  - ▽歩行者、自転車者の「3S励行」
  - 「よく見る、止まる、合図をする」を励行し、習慣づける。
  - 見 る SEE（シー）
  - 止 ま る STOP（ストップ）
  - 合 図 SIGNAL（シグナル）